

NPO 法人 住まいのホームドクター／設計者
460-0017 名古屋市中区松原 1-17-6 朝日軒ビル3階

HD ニュース

No. 90
2021. 1. 23

今後の予定

2/16 18:00～ 相談委員会

2/16 18:30～ 研修会

2/18 18:00～ 木造技術研究会

3会合ともにコロナウイルスの影響により開催未定

本年も引き続き宜しくお願い致します

理事長 滝井幹夫

「謹賀新年」と挨拶するのが憚れるような、年末から年始にかけて「新型コロナ」感染急拡大に見舞われましたが、皆様にとっての新年はいかがでしたか？

振り返りますと当法人の活動にとって昨年一年間は、「新型コロナ」感染拡大以後「研修旅行」の中止を始め、三役会のズーム開催試行、各委員会等は一部メールによる開催以外は、その多くの中止を余儀なくされました。

懸念されるのは、1月12日付け中日新聞記事によると、世界の感染者は9032万人余、死者は193万人余、わが国の感染者は29万4千人余、死者は4128人で、世界的に急増傾向にあります。本年も引き続きこの状況下での活動を余儀なくされます。各人が感染防止に努め乍ら、どのようにして意思を伝え、意見交換・まとめて、NPO法人の活動を展開していくのかが問われていると思います。ズームやメールの利活用など、皆様の提案・ご協力を頂きながら、この一年を乗り越えていきたいと考えています。

幸い、困難だけではなく、「住いの電話相談依頼案内リーフレット」を作成し、昨年11月から12月初旬にかけて、名古屋市内全ての「いきいき支援センター」と豊橋、一宮、岡崎市の消費生活窓口へお届けしました。これを足掛かりに市・県民からの相談を掘り起こす活動を展開しようではありませんか。

また、本ニュース12月号で渋谷副理事長の予告記事が有りましたが、今後大きな社会問題になると思われるところの、アスベストについて研修を先ずは重ねながら、市民からの期待に応える活動も開始したいものです。

むろん、これまでも継続中の、既存住宅状況調査や一般調査、新築・リフォーム相談・調査も増やしていく工夫が大切です。



神戸市広報課発行「震災10年～神戸の記録～」より

もう一つ新年に当たって触れたいのは、1月17日は「阪神淡路大震災」から26年を迎えました。本会の研修会で訪れた淡路島でその痕跡の一端を見て参りましたが、当時映像で見た高速道路やビルが一瞬にして倒壊し、多数の犠牲者を生み出したことは衝撃的でした。そして3月11日は東北大震災から10年を迎えます。堤防や建物が津波により見る見る押し流されたのも衝撃的でした。

また、「安全」と言われていた「原子力発電所」が大きな被害を受け今も廃炉が見通せず、汚染水が増えるばかりです。地球の温暖化、森林破壊、砂漠化が指摘され、世界中で台風、豪雨、森林火災などの自然災害が繰り返し発生し、しかも大規模化を見せています。

この現状にたって、国連のグテレス事務総長は、気候変動や新型コロナウイルスのような動物由来の感染症の増加は、「人間が自然に戦争をしかけたのに自然が反撃してきているのだ」と指摘しています。

このまま地球環境の悪化が続くなら、例え「新型コロナ」が終息へ向かっても、新たな感染症の発生、大流行が避けられない。と私には思われてなりません。

1968年(昭和43年)に制定された大気汚染防止法<略称：大防法>の中で、石綿が健康被害を生じさせる恐れのある「特定粉じん」と定義されたのが1989年(平成元年)です。大気汚染防止法は、工場や事業場などから排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと・施設の種類規模ごとに排出者が守るべき排出基準を決めた法律です。最初は石綿を扱う製造工場を規制する法律でしたが、その後石綿が使用されている建築物の解体工事において、飛散を防止するための規制となりました。

1996年(平成8年)の吹き付け石綿(レベル1建材)に対する規制から、2005年(平成17年)には石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル2建材)へと

範囲が拡大されてきました。

2020年(令和2年)にこの法律の課題点が見直され、

(1) 規制対象がすべての石綿含有建材(レベル3建材)となり、(2) 石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果を都道府県等へ報告する義務付けと、

(3) 作業基準が遵守されていない場合の罰則が創設され、(4) 作業結果の発注者への報告と作業記録の作成・保存の義務付けといった規制が整備され6月5日に交付されました。

(2) の都道府県への報告を除いて(1)(3)(4)は令和3年4月1日から、(2)は令和4年4月1日から施行される予定です。改正のポイントの表を次にあげます。

大防法改正のポイント

現状・課題	主な改正事項
<p><課題1> 規制対象となっていない石綿含有成型板等レベル3の不適切な除去により石綿が飛散</p> <p>【工事の流れ】</p> <p>事前調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有建材の使用の有無を調査 調査結果を発注者に説明 <p><課題2> 不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし(見落された現場の、都道府県等による把握が困難)</p> <p>レベル1・2あり レベル1・2無し</p> <p>届出 解体工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業内容を都道府県に届け出 <p>石綿含有建材の除去作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業基準の遵守義務 → 作業基準適合の命令 → 命令違反への罰則 <p><課題3> 短期間の工事の場合、命令を行う前に工事が終わってしまう</p> <p><課題4> 不適切な作業による石綿含有建材の取り残し</p>	<p>○規制対象をすべての石綿含有建材に拡大(現状の規制対象の除去作業の5~20倍増)</p> <p>○一定規模以上の建築物について石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告の義務付け</p> <p><small>※環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用</small></p> <p>○調査方法を法定化</p> <p><small>※一定の知見を有する者による書面調査、現地調査</small></p> <p>○調査に関する記録の作成・保存の義務付け</p> <p><small>※レベル3については、相対家に飛散性が低いこと、除去作業の件数が膨大となり都道府県の負担を考慮する必要があることから、届け出対象とはせず、作業基準の規制の対象とする。</small></p> <p>○隔離等をせずに吹き付け石綿等の除去作業を行った場合の直接罰の創設</p> <p>○下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加</p> <p>○作業結果の発注者への報告の義務付け</p> <p>○作業記録の作成・保存の義務付け</p> <p><small>※一定の知見を作業終了の確認有する者による作業終了の確認</small></p>

(環境省ホームページより)

ここで改正前の法律の課題が1~4まで上がっています。課題1のレベル3建材に対する規制は今回届出対象にまではなっていませんが、大阪府など地

方自治体の条例で規制を強化する動きもあります。課題3に対しては、規制の対象が下請け人にまで拡大されました。

課題2や4の石綿含有建材の「見落とし」や「取り残し」をなくすために、工事の元請けには事前調査内容を都道府県知事へ報告するだけでなく、発注者に説明、下請けに説明、調査結果を掲示、作業終了後発注者へ報告するという丁寧な説明義務が課せ

られています。事前調査は誰でも行えるのではなく、これは厚生労働省の石綿障害予防規則<略称；石綿則>の方で資格が決められています。今回は厚生労働省の規制をまとめます。

欠陥住宅 110 番について

マンション・ビル大規模修繕研究会 浅井洋樹

昨年11月21日に欠陥住宅110番が開催されました。これは例年、欠陥住宅被害全国連絡協議会が毎年開催していたものなのですが、今年は新型コロナウイルスの影響で全国一斉とはならず、有志として集まった中国・四国ネット、神戸NET、そして私の所属する東海ネットの三つの支部で合同開催されました。

この欠陥110番は例年通り弁護士と建築士がペアを組んで一本の電話相談に対応するもので、私も建築士の相談員として参加しています。また、今回は新たな試みとして別室でZOOMを利用して依頼者と画面で会話をしながら相談するという手法も試みられました。結果、現地に行かなくても建物の問題箇所をパソコン画面で見ることができると、今までの電話相談ではできなかった新たな可能性も広がることが確認できました。

また、広報についても事前に新聞記事に掲載されたのみならず、当日は朝からテレビ局の取材を受け、ニュース報道もあるなど効果的な広報ができた結果、東海ネットで21件の相談がありました。また三つのネット全体でも33件の相談があるなど、コロナ禍であっても欠陥住宅問題に悩む消費者の相談窓口が依

然として求められていることを示しています。

相談内容として目立つのは、工事前に聞いていた話と異なる施工がなされている事例で、新築でもリフォームでも同様な事態が生じています。電話相談ですので詳細は不明ですが、設計図も適切に作成されていない状況で十分な説明もないまま着工し、結果として欠陥住宅になってしまったという典型的なトラブルです。これは本来建築士が適切に設計監理を行っていれば防げたと思われるのですが、どうも建築士がそのようにかかわっていないらしく、結果としてこのようなトラブルが生じてしまうのは嘆かわしい事です。残念ながら建築士の存在意義がまだまだ社会に認知されていない事の表われでしょう。

他にもリフォーム詐欺と思いき相談や近隣とのトラブルなど内容は多岐に渡り、欠陥住宅の相談窓口は引き続きこれからも必要であることを実感した一日でした。

■三役会 1/12 18:00～

会員動向、収支状況。各委員会の活動状況について。情報委員会委員長の退会に伴い、HPの運営を浅井洋樹さんに依頼。「住いの電話相談依頼案内リーフレット」届け先の反応について。等

■研修会、マンション・ビル大規模修繕研究会、木造技術研究会は、新型コロナウイルスの影響により中止しました。

